

不審者対応マニュアル

株式会社プリサート
杜のつぐみ療育園

不審者対応マニュアル

1、計画の目的

- ・このマニュアルは、株式会社プリサート杜のつぐみ療育園における不審者侵入時の組織的対応と具体的な行動手順を定め、当園利用者と職員の安全確保を図ることを一つ目の目的とする。日頃よりマニュアルに沿って、不審者侵入への予防的措置を講ずることを二つ目の目的とする。

2、不審者侵入時の対応

① 要件を伺う。(氏名、所属、要件)

- ・明確な要件がある場合は、お通しする。
- ・明確な要件がない場合、退去を促す。
- ・退去した場合、再侵入がないか確認する。

② 退去を拒んだ場合の対応

- ・不審者と判断し、事前に定めた手段（出勤していない先生の名前を呼ぶ）で、情報伝達。
- ・マニュアルに定める組織対応を開始。

3、不審者対応の役割分担

① 不審者対応係

- ・一定の距離を取りながら複数名で対応する。冷静に興奮させないようにコミュニケーションを図りながら退去を促す。
- ・建物外の場合は建物内への侵入を抑制し、室内に侵入された場合には、内部の職員と協力し、奥の部屋への侵入を抑制する。
- ・凶器を所持していたり、他傷への危険性があると判断される場合、体を守る為の道具（椅子や消火器など身の回りにあるもの）を携行し対応する。
- ・他傷行為をしたり、強引に侵入しようとする場合、道具を使用しながら取り押さえる。

② 通報係

- ・警察（110番）へ不審者侵入の通報を行う。
- ・負傷者がいない場合、通報後不審者対応の応援にまわる。
- ・負傷者がいる場合、消防（119番）へ救急車派遣の通報をする。

③ 避難誘導係

- ・児童を外あるいは、相談室など、鍵のかかる部屋へ避難誘導する。
※その時の不審者のいる場所によっても避難誘導は臨機応変に行う。
- ・避難した利用者（児童）の対応を行う。
- ・負傷者がいる場合負傷者の救護を行う。

※職員数の少ない場合、児童の避難誘導を第一優先とし、鍵のかかる部屋へ避難誘導の後、110番通報を行う。

4、不審者侵入を防止するための予防措置

- 年1回は防犯訓練を行う。その上で事業所の防犯対策の見直しを行う。
- 事業所の玄関の施錠を徹底する。(門は迎いの送迎終了後に施錠する。保護者が送りのときは、その都度施錠を行う。)
- 外来者に関する情報共有を職員間で共有する。
- 外来者に対する挨拶と要件伺いを徹底する。
- 事業所周辺の整理整頓を行い、不審者が身を隠す場所をなくす。年2回の防火点検と合わせて行う。
- 不審者情報の収集を行い、不審者情報を職員間で共有する。

別表1：不審者への緊急対応例

